

令和 7 年 第 3 回

武蔵野市教育委員会定例会

令和 7 年 3 月 4 日

於 教育委員会室

武蔵野市教育委員会

令和7年第3回武蔵野市教育委員会定例会

○令和7年3月4日（火曜日）

○出席委員（4名）

教育長職務代理者	清水健一	委員	岩崎久美子
委員	森田亮	委員	岸本葉子

○事務局出席者

教育部長	真柳雄飛	教育企画課長	牛込秀明
教育企画課 学校施設担当課長	田中丸善史	指導課長	荒井友香
統括指導主事	高丸一哉	教育支援課長 (兼教育相談 支援担当課長)	祐成将晴
生涯学習課長 (兼武蔵野ふ るさと歴史館 担当課長)	高橋徹	生涯学習課 スポーツ推進 担当課長	茂木孝雄
図書館長	森本章稔		

○日 程

1. 開会の辞
2. 事務局報告
3. 議 案 第 9 号 武蔵野市立小学校及び中学校における開かれた学校づくり協議会に関する規則の制定
第 10 号 武蔵野市武蔵野プレイス条例施行規則の一部を改正する規則
第 11 号 武蔵野市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則
4. 協議事項
なし

5. 報告事項

- (1) 特別支援教育就学奨励費補助事業実施要領の一部改正について
- (2) 武蔵野市立武蔵野プール及び武蔵野温水プールの整備方針に関する有識者会議傍聴要領の廃止について
- (3) 令和6年度補正予算案について
- (4) 令和7年度予算案について
- (5) 武蔵野市教育委員会教育長の職務代理者の任期について
- (6) 教育部業務状況報告について（12～2月）
- (7) 令和6年度武蔵野市教育委員会児童生徒表彰について
- (8) 武蔵野市長期宿泊体験活動検証委員会の意見を踏まえた今後の長期宿泊体験活動の方向性について

6. その他

◎開会の辞

○清水教育長職務代理者 ただいまから令和7年第3回教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、武蔵野市教育委員会会議規則第36条の規定により、議長において、岸本委員、岩崎委員、私、清水、以上3名を指名いたします。

次に、傍聴についてお諮りいたします。

定員の範囲内で傍聴の申込みがあった場合、本日の傍聴を許可することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○清水教育長職務代理者 それでは、傍聴を許可します。

◎事務局報告

○清水教育長職務代理者 これより議事に入ります。

それでは、事務局報告に入ります。

教育部長から報告いたします。

○真柳教育部長 それでは、前回の教育委員会定例会以降の教育委員会の状況等について報告します。

まず、議会に関することです。

令和7年第1回市議会定例会が2月21日の市長の施政方針を皮切りに、3月27日までの会期で行われています。2月26日に市長の施政方針に対する各会派からの代表質問が行われましたので、そのうち教育部に関する主な質問と市長からの答弁について紹介します。

まず、学校改築の計画見直しをどのように行っていくのかとのお尋ねには、令和7年度から令和8年度にかけて学校施設整備基本計画の策定審議会が設置され、令和7年度は子どもの学びを第一にして、全市的な視点から中学校の適正な数、未来における教育を見据えた校舎の在り方を検討していくと答弁がされました。

次に、新しい開かれた学校づくり協議会のモデル校の成果に関するお尋ねには、効果

検証アンケートでは、協議会の主体性、必要に応じた協働、地域への愛着が高まったという回答が増えたこと、またモデル校での検証を来年度からの全校実施に生かしていきたいと答弁がされました。

次に、不登校傾向にある児童・生徒への校内支援の体制に関するお尋ねには、現在、13校に配置している常駐型の家庭と子どもの支援員を来年度は全校に配置すること、体制についてはガイドラインの作成を進めており、13校の取組を参考に18校に広げていきたいと答弁がされました。

次に、性教育の実績と成果に関するお尋ねには、全校で子どもの発達段階や学年の実態に応じた取組を行っていること、取組の内容は学校のホームページや広報紙「きょういく武蔵野」で発信され、子ども、保護者、地域の安心感につながっていると答弁がされました。

次に、2月27日から28日まで15名の議員より一般質問が行われ、そのうち教育委員会に関する質問は11名の議員からありましたので、主な質疑についてご紹介します。

まず、給食の無償化に伴い、給食の量と質に変化があったのかとお尋ねには、無償化はそれまで徴収していた給食食材費を市が補助する形で行っており、市の献立作成及び調理の指針に基づき行っており、給食は質・量とも変わりなく提供していることをお答えしました。

次に、中学校特別支援学級の通学支援に関するお尋ねには、今年度から合理的配慮として支援員を配置し、通学に慣れるまで最寄り駅からバスに乗って学校まで一緒に付き添い、見守りを行ったことをお答えしました。

次に、学習者用コンピュータの故障対応のフォロー体制に関するお尋ねには、今年度から保険で修理対応を行っていること、保険対象外となっている充電ケーブルについても個別契約による修理を行っていること、各校に予備機を配付していることをお答えしました。

次に、学校と図書館の連携に関するお尋ねには、小学校3年生を対象に読書の動機づけ指導を行っていること、学校での調べ学習用図書の貸出し、教員、図書館職員との連絡会などを行っていることをお答えしました。

議会に関することは以上です。

次に、市内の学校の状況です。

3月に入り、各校においては卒業、進級に向けて学年のまとめが行われております。

2月のインフルエンザによる学級閉鎖の状況について、学年閉鎖はゼロ件、学級閉鎖は2件であり、1月よりも大幅に減少しています。2月7日には第四小学校が「「自分の思いや考えをもち、深める児童の育成」ー子供主体の対話的な学びを通してー」をテーマに研究発表を行いました。当日は、市内教職員や保護者の方などを含め180名の皆様にご参加いただき、第四期学校教育計画の方針Ⅱ「自らの人生を切り拓く自信と意欲を育む」取組を進める上での素地とすることができました。

3月1日には、小学校9校の吹奏楽団が参加する、武蔵野市ジュニアバンドジョイントコンサートが開催されました。また、3月8日には小学校3校が参加する武蔵野市青少年コーラスジョイントコンサートが市民文化会館で開催されます。

3月3日は都立高校の合格発表日でした。市立中学校3年生の進路の状況については来月ご報告します。

以上で事務局報告を終わります。

○清水教育長職務代理者 ただいまの報告に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

◎議案第9号 武蔵野市立小学校及び中学校における開かれた学校づくり協議会 に関する規則の制定

○清水教育長職務代理者 次に、議案に入ります。

議案第9号、武蔵野市立小学校及び中学校における開かれた学校づくり協議会に関する規則の制定を議題といたします。

それでは、説明をお願いいたします。指導課長。

○荒井指導課長 では、武蔵野市立小学校及び中学校における開かれた学校づくり協議会に関する規則の制定についてご説明を申し上げます。

本市では、今年度第一中学校と境南小学校において、開かれた学校づくり協議会のモデル校としての活動を進めてまいりました。その規則がこれまでであったのですが、こちらを全部改正いたしまして、来年度からの全校展開に向けた規則としたいというところでございます。

主なポイントについてご説明を申し上げます。資料をご覧くださいませでしょうか。

第1条並びに第2条で、設置、それから基本理念について説明をしております。開か

れた学校づくり協議会の主な業務ということで、第3条及び第4条で、学校運営に関する基本的な方針の承認、学校運営等に関する意見の申し出を行うというところを説明してございます。

1枚おめくりいただきまして、飛んで第8条で守秘義務等について規定をしてございます。これは、開かれた学校づくり協議会において学校の人事についても協議をすることがあるためでございます。

第10条で、委員の報酬について記載をしております。委員の報酬につきましては、当初、月額1,000円だったところが、今年度はモデル校では2,000円、来年度、開かれた学校づくり協議会全校展開においては、予算の承認を待ってということにはなりますけれども、月額3,000円を予定しているところでございます。

飛びまして、第13条で会議の公開について定めております。先ほど申し上げました人事などの部分については非公開とする予定でございますけれども、それ以外については原則公開をいたしまして、できる限り地域の方にも聞いていただける形にしていきたいと、このように考えております。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○清水教育長職務代理者 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いします。

森田委員。

○森田委員 今回の内容についてではないんですけれども、委員はもう決まっているんですか。

○清水教育長職務代理者 指導課長。

○荒井指導課長 今、順次決定をしております、2月の末に各学校から委員の予定者の名簿を頂いているところでございます。学校ごとにバッティングしていないかなどの確認を現在作業としては進めていると、そのような段階です。

○森田委員 ありがとうございます。

○清水教育長職務代理者 岩崎委員。

○岩崎委員 武蔵野市立の小学校、中学校における開かれた学校づくり協議会に関する規則を新たに制定するということかと思うんですが、その場合、前文の3行に従来の規則の廃止について書く形がいいのか、あるいは新たに作った規則の一番後ろに、このことに伴って従来の規則は廃止するとするのがいいのか、教えてもらえればと思います。

○清水教育長職務代理者 指導課長。

○荒井指導課長 こちらの方は、自治法務課にも確認をしたところ、このような作業を残すことで、この規則の成立の過程などを履歴として残すということを行うということで、一般的な方式だというふうに聞いております。

○清水教育長職務代理者 よろしいですか。

○岩崎委員 はい。

○清水教育長職務代理者 じゃ、私から1つ。確認ですけれども、第9条の3、「委員は、再任することができる。ただし、再任は2回までとする。」というのがありますけれども、再任を2回やった後、1年お休みして、また委員をするということは可ということでしょうか。

○荒井指導課長 今のところ、それも3回目の再任には当たるかなというふうに思っておりますけれども、まだスタートしていないものですから、そういったことがあるのかどうかについては今後の検討事項かなと思っております。

○清水教育長職務代理者 分かりました。

それでは、よろしいですか。

お諮りいたします。

議案第9号について採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○清水教育長職務代理者 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第9号について、本案を事務局提案のとおり決することに賛成ということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○清水教育長職務代理者 それでは、本案は事務局提案のとおり決定させていただきます。

◎議案第10号 武蔵野市立武蔵野プレイス条例施行規則の一部を改正する規則

◎議案第11号 武蔵野市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

○清水教育長職務代理者 次に、議案第10号、武蔵野市立武蔵野プレイス条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本件は、議案第11号、武蔵野市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則と同一の理由による改正であることから、一括して取り扱いたいと思います。

これらの議案を一括して取り扱うことについて異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○清水教育長職務代理者 それでは、説明をお願いします。生涯学習スポーツ課長。

○高橋生涯学習スポーツ課長 それでは、私のほうから議案10号、11号の改正、趣旨が同様でございますので、一括してご説明をさせていただきます。

このたびの改正は、11月の教育委員会定例会において議決をいただきました武蔵野市立武蔵野プレイス条例の一部を改正する条例、武蔵野市立体育施設条例の一部を改正する条例に係る規則の改正をするものでございます。

11月の条例改正において、武蔵野プレイスの使用料を免除することができる主体を指定管理者から教育委員会へと改正いたしました。これは、今まで市と関連の深い財政援助出資団体がほとんどの指定管理を行っていましたが、今回の指定替えによりまして、武蔵野プレイスや体育施設ではございませんが、民間事業者が新たに指定管理となることから、全庁的に市と指定管理者の役割を整理した改正でございました。こうした条例改正に伴い、今回の規則改正は、規則中「免除」を行うものが指定管理者となっている箇所を、委員会に改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いいたします。

先ほどご説明いたしました指定管理者を委員会と改正するもの以外のものにつきましては、9条の1号は改正前は指定管理者が主催、共催をするものであれば、使用料を全て免除するものでございましたが、先ほど申し上げました全庁的な役割の整理により、指定管理者が行う事業であっても委員会、つまり教育委員会が認めるものに限ると変更するものでございます。

3項と4項の改正につきましては、裏面をご覧くださいまして、ただし、委員会が認めるときはこの限りではないという改正につきましては、こういった免除等は申請書を出していただき、承認通知をお出しするものでございますが、例えば、駐車場等につきましても免除を行っておりますので、こういった利用の際は、手続の暇がないものでございますので、急を要する場合は別途方法を定めておくためのものでございます。

続きまして、議案11号の武蔵野市立体育施設条例施行規則の一部を改正する規則についてでございますが、新旧対照表中、全ての条文で改正前が指定管理者、改正後が委員会とされているものにつきましては、プレイスの規則と同様、減額または免除の決定を指定管理者から教育委員会とするもので、指定管理者の事業については教育委員会が認めるものは減額または免除することができることもプレイスと趣旨は同様でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○清水教育長職務代理者 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いします。

岩崎委員。

○岩崎委員 確認です。全庁的にやっているということなので、ここで何かを変えるということではありません。指定管理に移行してきたこれまでの規制緩和の流れにあって、今回、逆行するかのように委員会のほうで承認を経ることになった背景、理由を教えてください。

○清水教育長職務代理者 生涯学習スポーツ課長。

○高橋生涯学習スポーツ課長 減免等につきましては、本来であれば教育委員会なり市長部局が承認等をするものでございましたが、先ほどご説明申し上げましたとおり、今まで財援出資団体でございましたので、指定管理者がある程度幅を持たせた判断をしておったと。ただし、今後の流れ等もございますので、ここで一旦整理をして、原則として市長部局なり教育委員会が承認をするというふうに変えたものでございます。

以上でございます。

○岩崎委員 よろしいですか。

○清水教育長職務代理者 はい。

○岩崎委員 確認なんですけど、今後は広く、武蔵野市の外郭団体ではない業者などにも指定管理の可能性を広げていくとのニュアンスを含んだ改正ということでしょうか。

○清水教育長職務代理者 生涯学習スポーツ課長。

○高橋生涯学習スポーツ課長 指定管理者の方針につきましては、11月、こちらの教育委員会定例会にも出席しました、企画調整課のほうで作成ということですので、我々としてはその方針について何とも言えないことではございますが、今後そういったことにも備えて各施設では準備をしていくといったところでございます。

以上です。

○清水教育長職務代理者 ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。

議案第10号、11号について採決に入りたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○清水教育長職務代理者 異議ないものと認め、採決に入ります。

議案第10号、第11号について、本案を事務局提案のとおり決することに賛成というこ

とでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○清水教育長職務代理者 それでは、本案は事務局提案のとおり決定させていただきます。

◎報告事項

○清水教育長職務代理者 次に、報告事項に入ります。

報告事項（１）特別支援教育就学奨励費補助事業実施要領の一部改正についてです。

それでは、説明をお願いします。教育支援課長。

○祐成教育支援課長 それでは、特別支援教育就学奨励費補助事業実施要領の一部改正についてご報告いたします。

これは、国の通知を受けて文言等を改正したものです。後ろの５番を削除にしていますけれども、これは実施要領、国の要領にも同じことが書いてありますので、それによって算定するということで削除いたしました。

説明は以上になります。

○清水教育長職務代理者 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いします。

岩崎委員。

○岩崎委員 勉強のためにお聞きしたいんですが、国に倣っての修正や、庁全体で倣って整合性を取るというのは非常に大事なことだと思うんですが、このタイミングである理由を教えてくださいませんか。

○清水教育長職務代理者 教育支援課長。

○祐成教育支援課長 国としては通知を出して大体１年ぐらいで直してくださいねというところがあります。前回の教育委員会定例会でシステムの標準化とありましたけれども、標準化とこれ特には関係ないんですけれども、標準化に併せていろいろ検討していたので、今回になってしまったということです。タイミング的にはこのタイミングで直してくださいという期間中の改正です。

○岩崎委員 分かりました。

○清水教育長職務代理者 よろしいですか。

○岩崎委員 はい。

○清水教育長職務代理者 それでは、これらの報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項（２）武蔵野市立武蔵野プール及び武蔵野温水プールの整備方針に関する有識者会議傍聴要領の廃止についてです。

それでは、説明をお願いします。スポーツ推進担当課長。

○**茂木スポーツ推進担当課長** それでは、報告事項の（２）武蔵野市立武蔵野プール及び武蔵野温水プール、これは市営プールのことを言います、の整備方針に関する有識者会議傍聴要領の廃止についてご説明いたします。

令和６年第11回教育委員会定例会にて、武蔵野市立武蔵野プール及び武蔵野温水プールの整備方針に関する有識者会議の報告書についてご報告いたしました。有識者会議は行程どおり終了しておりますので、有識者会議の傍聴要領を廃止するものでございます。以上でございます。

○**清水教育長職務代理者** ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いします。よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項（３）令和６年度補正予算案についてです。

それでは、説明をお願いいたします。教育企画課長。

○**牛込教育企画課長** 報告事項（３）令和６年度補正予算案についてご説明をします。

こちらは、２月21日から開会している令和７年第１回市議会定例会に既に議案として提出をしているものになります。本来であれば教育委員会の議決を経て出すところですが、お諮りするいとまがありませんでしたので、その内容を報告させていただきます。

大きく歳入と歳出の２種類ございます。初めのページは歳入です。多くは国や都からの補助金についてですが、当初の予算見込みの時点と実績の差があったものを補正しております。例えば、当初見込んでいみせんでしたが、手続を進めた結果、補助金がもらえるようになったものなども補正額として挙げております。

そして、次のページが歳出になります。こちらは多くは契約の差金ということで、入札前にこちらで設定した上限額と、実際入札されたときの最低額、こちらの差額を契約差金と呼んでおりますが、こちら予算として使わなくなりましたので、この差金を減らしているというものでございます。

説明については以上でございます。

○**清水教育長職務代理者** ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いします。岩崎委員。

○岩崎委員 まず、単位が1,000円でしょうか。単位が書かれていないですが。

○清水教育長職務代理者 教育企画課長。

○牛込教育企画課長 失礼しました。

単位は1,000円ということになります。

○岩崎委員 質問ですが、歳入の6、ほかのところは理由が分かるんですが、教育企画課のところの補助要件を満たせなかったとの理由はきちっとお聞きしておかなければいけないところかと思うので、状況を教えてください。

○清水教育長職務代理者 教育企画課長。

○牛込教育企画課長 こちら、従来補助金の決定、内示の段階で契約したのも対象になっていたんですけども、今年度から国の取扱いが変わったということもあり、内示前の契約決定のものについては対象外となりました。どうしてもこの対象としている事業が4月年度当初から工事に着手をしなければ実施ができないものでしたから、対象外になっていったという理由でございます。

○清水教育長職務代理者 はい、どうぞ。

○岩崎委員 恐らく、こういう補助申請するときは、相当期待をして申請すると思うんですが、突然対象外ということが分かっての対応とは可能だったんですか。

○清水教育長職務代理者 教育企画課長。

○牛込教育企画課長 昨年度からそのような動きでやり取りを続けておったので、結果としてはこういうことであったというところでございます。

○清水教育長職務代理者 よろしいですか。

岩崎委員。

○岩崎委員 すみません。私は逆によくこういうことを言われる立場なので、自分が言われていることを言うみたいで悪いのですが、早めに情報を獲得して、対応すべきことのような気もするので、こういう補助要件というのはしっかり聞いて対応されるのが良いのではないかと思います。

以上です。

○清水教育長職務代理者 ほかにありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項（4）令和7年度教育費予算案についてです。

それでは、説明をお願いします。教育企画課長。

○牛込教育企画課長 では、報告事項（４）令和７年度教育費予算案について説明をします。

こちら２月21日から開会されている第１回市議会に議案として提出している内容でございます。

令和７年度、教育費の予算ということで、こちらの表の一番下を見ていただきたいのですが、合計額で令和７年度は約160億円ということで、昨年度の約147億円から13億円ほど増加をして計上をしております。大きな要因といたしましては、小学校の改築事業、学習者用コンピュータの更新の費用、また給食費無償化に伴う費用などによるものでございます。

そして、次ページ以降には具体的な主要な施策ということで掲載しております。新規事業ということで、学校施設における空調設置ですとか校舎照明ＬＥＤ化事業、そして次のページでスクールロイヤーの導入、また次のページで市民会館の大規模改修、市営プールの整備基本計画策定などがございます。

説明については以上でございます。

○清水教育長職務代理者 ただいまの説明に質問、ご意見がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項（５）武蔵野市教育委員会教育長の職務代理者の任期についてです。

それでは、説明をお願いします。教育企画課長。

○牛込教育企画課長 報告事項の（５）武蔵野市教育委員会教育長の職務代理者の任期についてご説明申し上げます。

こちらは資料はございません。

教育長の職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第２項に、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときには、あらかじめその指名する委員がその職務を行うという規定がございます。これに基づきまして、あらかじめ代理者につきまして教育長が指名することとなっております。例年３月にこの教育長職務代理者についての協議をしていただいておりますが、現時点では教育長が欠員となっていることから、教育長による指名ができません。新しい教育長が決まるまで、現在の職務代理者の清水委員に継続をして行っていただきまして、新たな教育長が決まり次第、教育委員会を開き、協議をいただき、それに基づいて次期の職務代理者

を教育長が指名するということにしたいと考えております。

説明は以上です。

○清水教育長職務代理者 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

報告事項（６）教育部業務状況報告について（12～２月）です。

それでは、説明をお願いいたします。教育企画課長。

○牛込教育企画課長 報告事項（６）教育部業務状況報告について説明をします。

資料は事前にご覧いただいていると思いますので、事務局からの説明は全般的なものにとどめます。

年度当初に定めました主要事業について、四半期ごとに進捗管理をしております。今回の資料は事業ごとに12月から２月までの状況説明及び成果と課題について太枠内に記載をしてございます。全体を通じて、太枠内に記載した状況説明、また成果と課題についてご意見、ご質問をいただければと思います。

説明は以上です。

○清水教育長職務代理者 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いします。

では、森田委員。

○森田委員 事業６の学習者用コンピュータのところですが、次の導入も決まったと聞いて

おりますが、デモンストレーションを行ったという事実は分かったんですけれども、
どういう成果があったのか教えてもらえればと思います。

○清水教育長職務代理者 指導課長。

○荒井指導課長 デモンストレーションを行うことによって、今決まったのはハード面、
機材の部分になるので、これから実際に中に入れていくソフト面について共通のイメージを持つとともに、ソフト面の選定時に校長先生方からも具体的なご意見がいただける
ものと期待しております。

○清水教育長職務代理者 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項（７）令和６年度教育委員会児童生徒表彰についてです。

それでは、説明をお願いします。教育企画課長。

○牛込教育企画課長 それでは、報告事項（７）令和６年度武蔵野市教育委員会児童生徒表彰受賞者について説明をいたします。

こちらの児童・生徒表彰につきましては、武蔵野市立小・中学校に在籍する児童・生徒の優れた活動を顕彰し、広く周知するというもので、毎年度行っているものでございます。

対象となる児童・生徒につきましては、昨年度までは学校推薦のみとしておりましたが、今年度は保護者からの推薦も受け付けることといたしました。その結果、昨年度は15組でしたが、今年度は34組ということで、２倍以上となっております。

内容としましては、吹奏楽、ピアノ、空手、水泳、書道などですばらしい実績を残した児童・生徒に加えまして、今回は特徴的なものとして、例えば10番です。大野田小学校運動会実行委員会であったり、あるいは裏面の19番の城の自由研究であったり、子どもたちの主体的、また探求的な取組についても表彰してまいりたいと考えております。3月15日に表彰式を開催するとともに、市のホームページなどにも掲載をして周知を図っていく予定でございます。

説明については以上でございます。

○清水教育長職務代理者 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

次に、報告事項（８）武蔵野市長期宿泊体験活動検証委員会の意見を踏まえた今後の長期宿泊体験活動の方向性についてです。

それでは、説明をお願いいたします。統括指導主事。

○高丸統括指導主事 私から、武蔵野市長期宿泊体験活動検証委員会の意見を踏まえた今後の長期宿泊体験活動の方向性についてを報告いたします。

こちらの資料ですが、先月、教育委員会定例会にて長期宿泊体験活動検証委員会の報告書として報告をさせていただきました、教育委員の皆様からご意見をいただきました。そのことを踏まえて、指導課として今後どのように取り組んでいくか文言を整理した形になってございます。そのため、内容に大きな変更点はございませんが、前回の教育委員会定例会でいただきました現地や学校に互いに無理が生じない工夫であるとか、マイクロスコープの運用をはじめとした事故の防止の取組などにつきましては、改めて来年度以

降の取組としてしっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

説明は以上です。

○清水教育長職務代理者 ただいまの説明に質問、ご意見がございましたらお願いします。

森田委員。

○森田委員 方向性が示されたというか、出てきたというのはよく分かるんですが、この後どういうスケジュールでこれがまた議会で話し合われるのか、どこで話し合われるのか分からないんですけれども、今後のこれを受けた後のスケジュールが分かれば教えてほしいかなと思います。

○清水教育長職務代理者 統括指導主事。

○高丸統括指導主事 今後の取組というところで、大きな方向性につきましては20ページ、先月の教育委員会定例会でもお伝えさせていただいたところでございます。こちらにあるように、大きく6つのことについてこれから進めていきます。これらにつきましては、令和7年度から実際に取り組んでいくものであるとか、話し合いを進めていくもの、現地の方々と進めていくもの等がございます。

具体的なところでいきますと、一番上の修学旅行等を含めた宿泊体験活動を通した育成を目指す資質・能力の系統表などにつきましては、各学校にどういった力を育んでいくのかというところを実際に考えていただいたりですとか、宿泊数の3つ目ですね、小学校5年生の実施日数の変更につきましては、来年度、モデル校を設定させていただきまして、その学校の取組状況と他校との比較で、実際どういった泊数が適切かについて検討をしていくというところでございます。

あわせて、こちらの報告書につきましては、文教委員会のほうで3月6日に報告をいたします。

○清水教育長職務代理者 ありがとうございます。

よろしいですか。

○森田委員 はい。

○清水教育長職務代理者 ほかにいかがでしょうか。

岩崎委員。

○岩崎委員 森田委員と、同じ問題意識と思いながら聞いておりました。検討をする、推進をするというのはかけ声の場合もあって、具体的工程表ではないので、どう具体的なアクションを起こすかを、ここ検討するという言葉をつかってなんですが、検討してい

ただきたいと思いました。

以上です。

○清水教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

それでは、この報告事項につきましては了承されたものといたします。

◎その他

○清水教育長職務代理者 次に、その他です。

その他として何かございますか。

統括指導主事。

○高丸統括指導主事 私から、その他として児童・生徒の持ち物の重量に関する調査の報告をさせていただきます。こちら、資料もございますので、ご覧いただければと思います。

昨今、児童・生徒の登下校時における持ち物の重さというところで心配する声ということが上がっておりまして、その市の実態を把握するために調査を行いましたので、ご報告させていただきます。

調査は、持ち帰り等のために最も荷物の重量が多くなる週末の金曜日に行いました。調査の結果につきましては資料をご覧いただければと思いますが、荷物の平均値を見ていくと、荷物の削減の取組、これまでも各校で行ってまいりましたが、その一定の成果ということを挙げていると我々としては認識をしているところでございます。

一方で見ていただくと、最大値と最小値には大分差がありますので、これは子どもたちの一人一人の学習活動の違いによる影響があると考えられると思います。

今後、各学校の荷物の負担軽減の取組は維持しつつ、各学校の効果的な取組を共有することで、さらなる軽量化ということを目指していきたいと考えています。

説明は以上です。

○清水教育長職務代理者 ありがとうございます。

よろしいですね。

次に、そのほか何かございますでしょうか。

○牛込教育企画課長 ございません。

◎閉会の辞

○清水教育長職務代理者 それでは、これもちまして本日の日程については全部終了いたしました。

次回の教育委員会定例会は、令和7年4月2日水曜日、午前10時から開催いたしますので、よろしくお願いいたします。

お疲れさまでした。

午前10時41分閉会